

諮問（情）第 79 号

## 答 申

**第 1 審査会の結論**

北海道新幹線札幌トンネル掘削残土の札幌市手稲区手稲山口地区における受入に関する協定を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）との間で締結するための議会の議決又は専決処分の内容が分かる文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った非公開決定（以下「原決定」という。）は妥当である。

**第 2 審査請求に至る経緯****1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 11 月 12 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

**2 原決定**

諮問庁は、請求内容にあたる文書をはじめから作成又は取得しておらず、対象となる公文書を保有していないことから（以下「本件非公開理由」という。）、令和 3 年 11 月 25 日付け公文書非公開決定通知書により原決定を行った。

**3 審査請求**

審査請求人は、原決定を不服として、令和 3 年 12 月 6 日、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第 3 審査請求人の主張要旨****1 本件審査請求の趣旨**

原決定を取り消す、との裁決を求める。

**2 本件審査請求の理由**

北海道新幹線札幌トンネル掘削残土の札幌市手稲区手稲山口地区における受入に関する協定に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）上議会の議決もしくは諮問庁の専決処分が必要な事案と思われる。したがって、本件請求に係る公文書には本件非公開理由は該当しない。

## 第 4 諮問庁の説明要旨

### 1 非公開とする理由

(1) 審査請求人が議会の議決又は諮問庁の専決処分が必要であると主張する協定とは、手稲山口地区における市有地を新幹線発生土の受入地として決定し、鉄道・運輸機構との間に締結した「札幌市手稲区手稲山口地区の発生土受入に関する協定」（以下「本件協定」という。）のことである。

本件協定は、発生土の受入れに関し、必要な事項を定め、関係事務等の円滑な処理を図ることを目的として締結したものであるが、その主な内容は、市の普通財産である当該受入地について、市から鉄道・運輸機構に対して、無償で貸し付けることと、一定期間使用させるに当たっての具体的な取扱いを定めたものである。

(2) 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号では、「条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」を議決事件として規定しているが、当該受入地の貸付けに当たっては、札幌市財産条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 7 条において準用する同条例第 4 条の規定及び札幌市公有財産規則（昭和 39 年規則第 46 号）第 29 条において準用する同規則第 21 条の規定に基づき、普通財産の貸付料の減免を行っている。

このように、本件協定に基づく市から鉄道・運輸機構に対する当該受入地の無償貸付けについては、札幌市財産条例の規定に基づいて行っていることから、本件協定の締結に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に基づく議会の議決は不要である。加えて、同号を除く地方自治法第 96 条第 1 項各号に掲げる議決事件や同条第 2 項に基づき定められた札幌市議決事件に関する条例（平成 24 年条例第 60 号）に規定する議決事件にも該当せず、専決処分事項指定の件（昭和 29 年 7 月 24 日議決）に指定された専決事項にも当たらないことから、本件協定の締結に当たり、議会の議決又は長の専決処分は不要である。

したがって、本件審査請求において審査請求人が求める公文書は、そもそも作成しておらず、対象となる公文書が存在しないため非公開とした。

## 第 5 審査会の判断

### 1 対象公文書の不存在について

審査請求人は、本件協定の締結に当たり議会の議決又は諮問庁の専決処分が必要な事案であり、本件請求に係る公文書が存在すると主張していることから、これについて検討する。

諮問庁の説明によれば、本件協定は、北海道新幹線建設工事における発生土の受入

れに関し、必要な事項を定め、関係事務等の円滑な処理を図ることを目的として締結したものであり、その主な内容は、市の普通財産である当該受入地について、市から鉄道・運輸機構に対して、無償で貸し付け、一定期間使用させるに当たっての具体的な取扱いを定めたものであるとのことであった。

また、本件協定に基づく当該受入地の無償貸付けは、札幌市財産条例の規定に基づいて行われており地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づく議決は不要であること、また、同号を除く同項各号に掲げる議決事件や同条第 2 項に基づき定められた札幌市議決事件に関する条例に規定する議決事件にも該当せず、専決処分事項指定の件に指定された専決事項にも当たらないことから、本件協定の締結に当たり、議会の議決又は長の専決処分は不要であり、本件請求に係る公文書は作成しておらず存在しないとのことであった。

当審査会において、上記の諮問庁の説明を精査するに、特に不自然・不合理な点は認められず、本件請求に係る公文書が存在しないとする諮問庁の主張を覆し、その存在を推認させるに足る事実を認めることもできないとの結論に至った。

## 2 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 3 月 3 1 日	諮問書、諮問庁の一部公開決定理由説明書等を受理
令和 4 年 4 月 7 日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出等を要請
令和 4 年 5 月 9 日	審査請求人から意見書の提出
令和 5 年 2 月 1 3 日 (第199回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
令和 5 年 3 月 1 5 日 (第200回審査会)	審議
令和 5 年 3 月 3 0 日	答申